

令和3年度 第1回 高松市国民健康保険運営協議会
会議録

日 時 令和4年2月18日(金) 午後3時30分～

午後4時30分

場 所 高松市役所 13階 大会議室

【出席委員】

公益を代表する委員

佐藤 忍 田中 邦代
森 弘 幸 子

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

伊藤 輝一 藤井 雅義
赤松 秀規

被保険者を代表する委員

香西 秀美 菌浦 朱美
佐々木 武夫

被用者保険等保険者を代表する委員

山田 浩一

【高松市側出席者】

高松市長	大 西 秀 人
健康福祉局長	多 田 安 寛
健康福祉局次長	河 野 佳 代
国保・高齢者医療課長	黒 川 桂 吾
健康づくり推進課長	鈴 木 和 知
国保・高齢者医療課長補佐	木 村 梢
国保・高齢者医療課長補佐	須 藤 雅 敏
健康づくり推進課長補佐	合 田 智 代
国保・高齢者医療課国保資格賦課係長	高 橋 伸 彰
国保・高齢者医療課国保給付係長	多 田 和 代
国保・高齢者医療課保健事業係長	岩 田 裕見子
国保・高齢者医療課管理係主査	林 田 競 一
国保・高齢者医療課管理係主任主事	金 只 健 佑
国保・高齢者医療課管理係主事	中 村 卓 海

(事務局)

ただ今から、令和3年度第1回高松市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。委員の皆様方には、大変御多用のところ、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私、本日の司会を務めさせていただきます国保・高齢者医療課の木村と申します。

本日の会議は、お手元の会議次第に基づきまして、進めさせていただきますと存じます。

どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

それでは、開会に当たりまして、大西市長から御挨拶を申しあげます。

《市長挨拶》

(事務局)

それでは、委員の御紹介をさせていただきます。

本協議会委員の皆様におかれましては、新たに令和4年1月25日から3年間の任期において、御委嘱申しあげまして、合わせて、委員による選挙において、会長、会長職務代理者が決まりましたので、その結果をまず御報告させていただきます。

会長には佐藤委員、会長職務代理者には平井委員となりました。よろしくお願ひします。

改めまして、委員皆様方の御紹介をさせていただきます。

まず、初めに公益を代表する委員でございます。佐藤会長でございます。

田中委員でございます。森弘委員でございます。

次に、保険医又は保険薬剤師を代表する委員でございます。伊藤委員でございます。藤井委員でございます。赤松委員でございます。

次に被保険者を代表する委員でございます。香西委員でございます。藺浦委員でございます。佐々木委員でございます。

次に、被用者保険等保険者を代表する委員でございます。山田委員でございます。

なお、平井会長職務代理、元木委員、溝渕委員、栗栖委員は、本日所用のため欠席されております。

それでは、ここで、当協議会を代表いたしまして、佐藤会長より、御挨拶を頂きたいと存じます。

(佐藤会長挨拶 別添)

続きまして、当協議会に対しまして、市長より諮問申し上げます。

(市長)

高松市国民健康保険運営協議会長殿、高松市長大西秀人。

高松市国民健康保険事業の運営について、諮問。

高松市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、次の事項について、貴運営協議会に諮問いたしますので、令和4年3月8日までに答申くださいますようお願いいたします。

令和4年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針(案)について

令和4年度国民健康保険料の賦課限度額の引上げについて

《市長より会長に諮問文手交》

(事務局)

なお、誠に恐縮に存じますが、大西市長は他の公務がございますことから、ここで退席させていただきます。

《市長退席》

(事務局)

それでは、国民健康保険運営協議会事務局の職員を紹介いたします。

健康福祉局長の多田でございます。健康福祉局次長の河野でございます。

国保・高齢者医療課長の黒川でございます。健康づくり推進課長の鈴木でございます。

それでは、高松市国民健康保険運営協議会規則第3条第1項によりまして、佐藤会長に本日の会議の進行をお願いしたいと存じます。

なお、同規則第4条第1項により、「協議会は、委員定数の半数以上出席しなければ、開くことができない。」となっておりますが、本日の出席委員は、14人中、10人の方が出席され、半数以上に達しておりますので、同規定によりまして、会議が成立しておりますことを御報告申しあげます。

それでは、佐藤会長、よろしくお願いいたします

(佐藤会長)

それでは、お手元に配付しております会議次第に従いまして議事に入りたいと存じますが、ここで、高松市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定によりまして、会議録の署名委員を御指名申しあげたいと存じます。

赤松委員と香西委員のお2人を御指名いたしますので、よろしくお願いたします。

《両委員了承》

(佐藤会長)

それでは、議事に移りたいと存じます。委員の皆様方には、円滑なる御審議に御協力をいただきたいと存じます。

報告事項1「令和3年度 高松市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算見込みについて」及び報告事項2「令和4年度高松市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算見通しについて」、一括して、事務局から説明をお願いします。

《報告事項1・2について 事務局 黒川課長説明》

(佐藤会長)

ただいまの事務局からの説明について、御質問、御意見はございますか。

(佐々木委員)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険収入の減少の理由や、それに対する措置につきましては、どのようなものがありますでしょ

うか。

(黒川課長)

本編資料4ページ、詳細に関しては参考資料16ページにもありますように、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険料の減免等を行っております。保険料の減免につきましては、同感染症の影響に伴い、収入が前年と比較して30%以上減少する見込みである場合などに、保険料を全額若しくは一部減免するというものでございます。

また、感染症に感染した場合などに、その療養のため、労務に服することができず、給与等を受けられないときに、傷病手当金の支給も行っております。

そのうち、保険料の減免の状況でございますが、参考資料16ページの一番下に記載のとおり、令和2年度は1,567件の約2億円、令和3年度は12月末時点で386件の約7,000万円を減免しており、その保険料収入の減少分につきましては、国や県から全額支援いただいている状況でございます。

なお、一件の申請に対して現年度分と過年度分の申請がございますので、申請件数と承認件数が一致しないものでございます。

(佐々木委員)

ありがとうございました。

(佐藤会長)

その他、御質問、御意見はございますか。

(佐藤会長)

御意見等がないようでございますので、報告事項1「令和3年度 高松市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算見込みについて」及び報告事項2「令和4年度高松市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算見通しについて」、原案どおり確認することといたします。

《異議なし》

(佐藤会長)

それでは、諮問事項1「令和4年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針（案）について」、事務局から説明をお願いします。

《諮問事項1について黒川課長説明》

(佐藤会長)

ただいまの事務局からの説明について、御質問、御意見はございますか。

(森弘委員)

本編資料17ページにございます、重点項目4のその他取組事項にあります、地域包括ケアについてでございますが、その取組と地域包括支援センターの担う役割や関連性について、また、重点項目に記載している具体的な取組内容を教えていただければと存じます。

(木村課長補佐)

お手元に配布の参考資料1を御覧ください。こちらは、第8期高齢者保健福祉計画から抜粋したものでございまして、地域包括ケアとは、医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した生活を続けることができるよう、医療や介護、介護予防、生活支援並びに住まいが包括的に確保されるという考え方でございます。この地域包括ケアの考え方の中で、主に高齢者福祉を中心とした支援を行う中核的な機関が地域包括支援センターとなります。

(黒川課長)

具体的な取組についてですが、本編資料12ページの地域包括ケア推進事業として32万4千円を予算計上しております。これは、女木及び男木診療所において、地域の方々への送迎を支援する事業でございまして、生活圏内での支援に要する経費でございます。今後も、地域包括ケアの推進に向けて、新たな取組を行ってまいりたいと存じます。

(森弘委員)

ありがとうございました。

(佐藤会長)

その他、御質問、御意見はございますか。

(伊藤委員)

参考資料 1 1 ページの特定健診の受診勧奨についてお伺いします。令和 2 年度の受診率は 45.2%となっておりますが、具体的にはどのように勧奨されているのでしょうか。また、ナッジ理論とマーケティング手法を活用した受診勧奨及び SMS を活用した受診勧奨の具体的な内容と今後の取組をご教示いただければと思います。

(黒川課長)

ご質問にありましたナッジ理論とは、強制的ではなく、自然に良い方向へ相手を導くという考え方でございます。具体的には、特定健診の受診対象者の性格や傾向などを分析し、4種類ほどの受診勧奨ハガキを作成し、案内を行う取組でございます。

また、SMS を活用した受診勧奨は、質問票に電話番号を記載していただいている方に、ショートメールメッセージを送信し、スマートフォンで、気軽に確認を行うことができる取組でございまして、これらの取組により受診率の向上に努めてまいりたいと存じます。

(伊藤委員)

特定健診の受診勧奨はとても難しいものでして、実際の特定健診は同じ方々が何度も検査のために利用しているというのが現状であります。本当に特定健診を受ける必要がある方々や、日頃活用していない方々に来ていただく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の関係で受診期間を短縮したとはいえ、受診

期間終了の直前まで受診できる医療機関もあったにも関わらず、令和元年度から令和2年度にかけて受診率が減少しているということは、やはり特定健診事業というものを抜本的に見直さない限り、来ていただきたい人が来てくれないという現状が続くと思いますので、知恵を出していただきたいと存じます。

(佐藤会長)

行政サービスを本当に届けたい人いかにして届けるか、そのために必要な情報をいかに分かりやすく伝達するかが重要になってくると思います。行政はもとより、医師会においても、アイデアを出していただき、協力していただければと存じます。

(佐藤会長)

その他、御質問、御意見はございますか。

(佐々木委員)

参考資料の2ページにあります、これまでの取組の中のペイジー口座振替受付サービスの導入とはどのようなものか説明をお願いいたします。

(須藤課長補佐)

事務局の須藤でございます。ペイジー口座振替受付サービスは、国民健康保険の加入手続や保険料の納付相談の際などにおきまして、市役所当課窓口にて、被保険者が持参した金融機関キャッシュカードを専用の端末にかざすことで、保険料の口座振替の手続きができるものでございます。この

サービスによりまして、金融機関の窓口に出向くことなく口座振替の手続きができるため、保険料納付環境の整備と収納率の向上が図られると考えております。

なお、このサービスにつきましては、令和2年9月に本庁舎の窓口に導入しておりまして、令和3年の6月に各総合センターでの受付も開始しております。実績につきましては、昨年度は9月からの8か月間で56件、今年度は12月末時点で約230件の登録となっております。

今後とも収納率の向上に向けて、サービスの積極的な周知に努めてまいりたいと存じます。

(佐々木委員)

ありがとうございました。

(佐藤会長)

その他、御質問、御意見はございますか。

(山田委員)

私からは、国民健康保険料の県内の保険料水準の統一状況について、お尋ねいたします。平成30年度の国保制度改革に伴い、国保財政を香川県が責任を持つこととなり、将来的に保険料水準を県内で統一することとなっておりますが、現在どのようになっているのか、お知らせいただきたく存じます。

(須藤課長補佐)

御質問のとおり、平成30年度の国保制度改革の取組の一つとして、より安定的な国保制度を運営するために都道府県における保険料水準の統一が全国的に進められております。

香川県では、現在のところ、当面保険料水準の統一時期は限定せずに、将来的に医療費水準が縮小した時点で検討することとなっております。現在、保険料水準の統一に向けてのアンケート調査や意見聴取が行われているところでございます。

なお、統一時期など具体的なスケジュールは未定でございますが、高松市としましては、県及び県内の他市町と連携・協力し、将来的な保険料の統一に向けて協議を進めてまいりたいと存じます。

(山田委員)

ありがとうございます。

(佐藤会長)

その他、御質問、御意見はございますか。

(田中委員)

本編資料の12ページの若年層の特定健康診査についてでございますが、40歳からの特定健康診査に向けた、34歳から39歳までの若年層の健康診査は興味深く、仕事等で忙しい世代に対し、受診勧奨や健康行動の動機付けになるいい取組であると存じます。資料にもあります令和2年度受診者に向けたアンケート調査の結果を御教示いただければと思います。

(黒川課長)

このアンケート調査は令和2年度に受診された方に対して行ったものでございまして、満足度の調査で「大変満足」、「満足」と答えた方は合計で9割近く、また、検査は「簡単である」と答えた方が8割近くという結果になり、良かった点としては、自宅でできる利便性などございました。

また、この健康診査を、今後、特定健診にどうつながるかが大変重要でございまして、40歳からの特定健診を受けようと思えますかといった質問に対して、7割近くの方が「はい」と回答しておりますので、引き続き、このような取組を更に進め、特定健診の受診率の向上、医療費の適正化及び生活習慣の改善につながるよう取り組んでまいりたいと存じます。

(田中委員)

ありがとうございました。

(佐藤会長)

その他、御質問、御意見はございますか。

私からも一件、収納率の状況についてお伺いします。収納率の向上が令和4年度の重点項目に掲げてありまして、収納率の向上には滞納状況の把握が大変重要になってくると存じます。参考資料にもありますとおり、滞納世帯数については、高松市、県内各市町、全国を比べてもほぼ同様ですが、短期証・資格証明書交付世帯数は高松市が多いという状況が顕著に分

かる結果となっております。高松市として、短期証・資格証明書の発行を促進しているのでしょうか。これはどのように理解すればよろしいのかご教示いただければと思います。

(黒川課長)

収納率につきましてですが、本市は全国に比べ、現状として低い状況となっております。また、短期証・資格証明書の交付件数につきましては、中核市の中でも、上位10市に入るほど多い状況にあると理解しております。この短期証につきましては、各市において、一定の条件を基に交付しているとは存じますが、このような結果は、今後十分に参考にしながら、どのような収納対策をとっていくべきか、大きな課題であると考えており、今後、徴収計画プランを策定していく中で、具体的な方法を考えてまいりたいと存じます。

(佐藤会長)

承知いたしました。よろしく願いいたします。

その他、御質問、御意見はございますか。

御意見等がないようでございますので、諮問事項1「令和4年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針（案）」につきましては、原案どおり承認したいと存じますが、御異議はございませんか。

《異議なし》

(佐藤会長)

ありがとうございました。それでは、諮問事項1「令和4年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針（案）」につきましては、原案どおり承認することといたします。

それでは、諮問事項2「令和4年度国民健康保険料の賦課限度額の引上げ」について、事務局から説明をお願いします。

《諮問事項2について黒川課長説明》

（佐藤会長）

ただいまの事務局からの説明について、御質問、御意見はございますか。

《質問なし》

（佐藤会長）

御意見等がないようでございますので、諮問事項2「令和4年度国民健康保険料の賦課限度額の引上げ」につきましては原案どおり承認したいと存じますが、御異議はございませんか。

《異議なし》

（佐藤会長）

ありがとうございます。それでは、諮問事項2「令和4年度国民健康保険料の賦課限度額の引上げ」につきましては、原案どおり承認することといたします。

次に、お諮りをいたします。ただ今御承認いただきました諮問事項に対する答申文については、御発言いただいた内容も踏まえ、私の方で調整さ

せていただいでよろしいでしょうか。

また、市長への答申は、私と平井会長職務代理に、一任いただければと存じますが、よろしいでしょうか。

《異議なし》

(佐藤会長)

ありがとうございます。それでは、そのように取り扱いたいと存じます。続きまして、「その他」でございますが、事務局から何かございますか。

(特になし)

(佐藤会長)

他にないようでございますので、これをもちまして閉会とさせていただきます。

各委員さんには、御熱心に御協議いただき、おかげをもちまして議事が円滑に進行できましたこと、あらためて厚くお礼を申し上げます。

本日は、誠に御苦勞様でした。

(事務局)

長時間にわたる御審議大変お疲れ様でした。

委員の皆様方におかれましては、高松市国民健康保険事業の健全かつ円滑な運営を図るため、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、次回の会議は、案件がございましたら、改めて、委員の皆様にご


程調整をお願いすることとなりますので、その際はどうぞよろしくお願い
申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

《会議終了》

高松市国民健康保険運営協議会規則第5条による署名

会 長 佐藤 忠 

委 員 杉江 有規 

委 員 香西 香美 

